

投資信託キャンペーン

【キャンペーン期間】2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水)

amipull
©青森みちのく銀行



対象の方全員にもれなくプレゼント

はじめるコース

【対象】個人の方・個人事業主の方

当行でNISA口座を新規開設(金融機関変更を含む)
いただいたお客さま

あおもり藍グッズ

そだてるコース

【対象】個人の方・個人事業主の方

店頭で対象期間中に積立投信を月10,000円以上*の
新規契約または増額契約いただいたお客さま

デジタル
ギフト **1,000**円分

*対象期間中の契約金額の合計金額にて計算します。

ふやすコース 【対象】個人の方・個人事業主の方

店頭で対象期間中に
投資信託を10万円以上*
一括購入いただいたお客さま

デジタル
ギフト **1,000**円分

店頭で対象期間中に
投資信託を240万円以上*
一括購入いただいたお客さま

デジタルギフト
1,000円分に加え、
さらに!

あおもり藍
詰め合わせセット



*対象期間中の購入金額の合計金額にて計算します。

giftee Box
SELECT

デジタルギフト コンビニやカフェなど人気店でご利用いただける「giftee Box Select」

「giftee Box Select」交換方法

※画像はイメージです。



詳しくは(青森みちのく)窓口またはフリーダイヤルへどうぞ

0120-378689 受付時間/9:00~17:00(土・日・祝日を除きます)



投資信託キャンペーン

キャンペーンに関するご留意事項

はじめるコース・そだてるコース・ふやすコース 共通

- 各コースは併用できません。
- プレゼントのお受け取りは各コースお1人さま1回限りとなります。
- 2026年4月1日(水)から2026年9月30日(水)までのお申込み分を対象とします。ただし、申込不可日や申込締切時間以降の申込等、キャンペーン最終日を経過して翌営業日扱いとなる場合は対象外となります。
- インターネットバンキングでのお取引は対象外となります。

そだてるコース・ふやすコース 共通

- NISA口座以外のお申込みも対象となります。
- キャンペーン期間中の契約金額および購入金額の合計金額にて計算し、各コースの条件を満たした時点でプレゼントをお受け取りいただけます。
- 景品のデジタルギフトは本人認証としてSMSを使用するため、携帯電話番号をお持ちでない方、SMS拒否設定をしている方については、お渡しできかねますのでご了承ください。

ふやすコース

- 240万円以上ご購入いただいた方へのプレゼントは、6月30日と9月30日を基準日として集計を行い、後日お渡しいたします。プレゼントのお渡し時期は、6月30日基準は7月下旬、9月30日基準は10月下旬を予定しております。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象にはなりません。また、銀行で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象とはなりません。(設定前の資金は販売会社のリスクを伴います。)
- 投資信託はクーリングオフの対象外です。
- 投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。投資信託には元本割れのおそれがあります。
- 株式・債券などの価格変動を伴う有価証券(外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。)に投資をするため、運用実績は市場環境により変動し、元本割れの可能性があります。また、発行体の信用状況などの変化により有価証券の価値は増減するため、元本割れのリスクがあります。詳しくは各商品の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面を十分お読みください。
- 投資信託の運用による損益は投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 信託財産の設定および運用の指図は投資信託委託会社が行い、保管・管理は受託会社が行います。
- 投資信託にはお申込みや解約ができない期間が設けられているものがあります。
- 投資信託は、購入時手数料(購入金額の最大3.85%)や運用管理費用(信託報酬:純資産総額に対して最大年率2.42%)などの手数料等がかかります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面を十分お読みください。

NISA制度に関するご注意事項

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年においてすべての金融機関を通じて1人1口座しか開設できません。また、金融機関変更をしようとする年分の非課税枠で、既に投資信託を購入されていた場合、その年、金融機関変更はできません。
- つみたて投資枠と成長投資枠の年間投資枠は、その年購入した分を同じ年に換金しても、その年、再利用することはできません。
- 税務上、NISA口座内での損失はなかったものとみなされ、他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、非課税制度のメリットを享受できません。
- 年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、これらの金額を超えて非課税投資をすることはできません。
- NISA口座開設者が出国により非居住者となられる場合には、出国前に当行に対して「非課税口座出国届出書」の提出が必要です。